

令和5年3月30日回答

- ①その他（7）について、契約が解除になった際、残リース料の請求は可能でしょうか
また、過去に予算の減額又は削除が理由で契約解除に至った事例はありますか

A:契約解除になった事例はございませんが、生じた場合は、双方の協議のうえ決定します

- ②整備等内訳表について、その他メーカー保証の期限が満了した部品について、修理・交換等が必要になった場合、リース会社の負担でしょうか

A:お見込みのとおりです

- ③契約書（案）を頂くことはできますか

A:現時点ではお渡しできません

業者選定後に、双方で内容確認の上で契約とします